

過年度遡及修正に関する会計基準のコンバージェンスへの取り組み

１．過年度遡及修正に関する状況

わが国においては、昨年会社法（旧商法）が改正・公布され、従来は認められていなかった過年度事項の修正が、新たな会社法の下では容認されることになった。また、ASBJ は 2006 年 1 月に、「日本基準と国際会計基準とのコンバージェンスの取り組みについて」を公表し、過年度遡及修正について、ASBJ 内のリサーチ・プロジェクトで検討することを公表している。

２．リサーチ・プロジェクトにおける今後の活動内容（調査項目）

過年度遡及修正に係る論点の洗出し

- ・開示項目別の検討
- ・開示する情報の範囲

国際会計基準及び米国基準の現状分析

日本における従来の考え方の整理

討議資料「財務会計の概念フレームワーク」との関係、実証研究のサーベイ など

３．今後のスケジュール

2006 年 2 月以降、リサーチ・プロジェクトにおいて、1 ヶ月に 1 回程度の検討を行う。

以 上